

8-9つくば市労働環境整備アドバイザー派遣業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務及びプロポーザルの目的

人口減少時代の企業等において中長期的に安定した経営を行うためには、労働環境整備等を充実させることで人材の定着や新たな人材獲得を行うことが重要である。

本業務では、労働環境整備や人材定着・獲得を課題としているつくば市内の中小企業等に合わせた課題解決を伴走支援するアドバイザー派遣について業務委託を行う。

本業務を履行する上では、つくば市内の企業立地状況やつくば市の産業特性を踏まえ、最新の労働環境整備に関する見識等が求められることから、これらを含めた業務遂行能力を優先して審査し候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により業務の受託者を募集するものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

8-9つくば市労働環境整備アドバイザー派遣業務委託

(2) 業務内容

別紙「8-9つくば市労働環境整備アドバイザー派遣業務委託仕様書」による

(3) 履行期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から令和10年（2028年）3月17日（金）
まで

(4) 提案限度額

18,755,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・令和8年度：11,253,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・令和9年度：7,502,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※支払いについては契約総額の60%を令和8年度末に支払い、40%を令和9年度に支払うものとする。

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定した後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 本店所在地の市区町村税、都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 過去に国又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体と元請として中小企業を対象とした企業環境及び従業員意識改革に係る研修プログラム（中小企業診断士や社会保険労務士をはじめとする国家資格保有者によるものに限る。）提供業務の契約を締結し、履行した実績があること。

4 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 企業状況表（様式 2）
- ウ 業務実績書（様式 3）

エ 業務実施体制調書（様式4）
オ 資格要件に係る申立書（様式5）
カ 本店所在地の市区町村税、都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、
法人税及び消費税について未納がないことを証明する書類（参加申込書を提出
する以前90日以内に発行されたものに限る）の写し

（2）提出部数

P D Fデータ及び紙資料（正本1部、副本1部の合計2部）を「4（3）提出
期間」に示す期間中に提出すること。

（3）提出期間

令和8年（2026年）1月27日（火）9時から令和8年（2026年）2月5日
(木) 16時30分まで。持参の場合の受付時間は9時から16時30分までとし、
令和8年（2026年）2月5日（木）にメールにて提出する場合は、同日16時
30分までに「16 問合せ先」メールアドレスにて受信確認できているもののみ
受け付けるものとする。

（4）提出方法

メール、持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出
期間内必着とする。）により提出すること。また、メールによって提出を行
った場合は「16 問合せ先」まで受信確認の電話連絡を行うこと。

なお、受付時間外、土曜日、日曜日及び祝日の持参による受付は行わない。

（5）提出場所

「16 問合せ先」のとおり

5 参加申込書に関する質疑・回答

（1）受付期間

令和8年（2026年）1月27日（火）9時から令和8年（2026年）1月29日
(木) 16時30分までとし、令和8年（2026年）1月29日（木）に質疑を提出
する場合は、同日16時30分までに「16 問合せ先」メールアドレスにて受信
確認できているもののみ受け付けるものとする。

（2）提出方法

質問は、「16 問合せ先」メールアドレス宛てにメールで提出し、提出日の
9時から17時までに受信確認の電話連絡を行うこと。

件名は「8-9つくば市労働環境整備アドバイザー派遣業務委託プロポーザル

参加申込に関する質問」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。

なお、電話及び直接来所による質問には応じない。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年（2026年）1月30日（金）までにつくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。

なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を審査し、審査結果を参加申込者全員に対して、令和8年（2026年）2月9日（月）までに参加資格審査結果通知書により通知する。この場合において、参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

なお、参加資格を満たしていないとされた結果を受けた者については、その理由の説明を求めることができる。説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）とし、「16 問合せ先」メールアドレスまでメールによって行うものとする。

7 企画提案書の提出

参加資格審査結果の通知により、参加資格を満たした者は、企画提案書を提出することとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 價格見積書（任意様式） ※内訳書も添付すること。
- ウ 業務工程表（任意様式） ※本事業仕様書に記載の業務内容に合わせて提案すること。
- エ プrezentation出席者報告書（様式6）

(2) 提出部数

P D Fデータ及び紙資料（正本1部、副本10部の合計11部）を「7(3)提出期間」に示す期間中に提出すること。

(3) 提出期間

令和8年（2026年）2月10日（火）9時から令和8年（2026年）3月2日（月）16時30分まで。持参の場合の受付時間は9時から16時30分までとし、令和8年（2026年）3月2日（月）にメールにて提出する場合は、同日16時30分までに「16 問合せ先」メールアドレスにて受信確認できているもののみ受け付けるものとする。

(4) 提出方法

メール、持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。ただし、提出期間内必着とする。）により提出すること。また、メールによって提出を行った場合は、提出日の9時から17時までに「16 問合せ先」まで受信確認の電話連絡を行うこと。

なお、受付時間外、土曜日、日曜日及び祝日の持参による受付は行わない。

(5) 提出場所

つくば市経済部産業振興課

8 企画提案書に関する質疑・回答

(1) 受付期間

令和8年（2026年）2月10日（火）9時から令和8年（2026年）2月13日（金）16時30分までとし、令和8年（2026年）2月13日（金）に質疑を提出する場合は、同日16時30分までに「16 問合せ先」メールアドレスにて受信確認できているもののみ受け付けるものとする。

(2) 提出方法

質問は、「16 問合せ先」メールアドレス宛てにメールで提出するものとする。件名を「8-9 つくば市労働環境整備アドバイザー派遣業務委託プロポーザル企画提案に関する質問」とし、文面には事業者名並びに担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。なお、電話及び直接来所による質問には応じない。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年（2026年）2月20日（金）までにつくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。

なお、回答は、本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

9 提出書類の記載要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式（様式1～6）に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式1～6は、市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア 様式1～6に係る用紙サイズはA4判縦とし、横書きとすること。

イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類はすべて順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。

印刷の色はカラー、白黒を問わない。

(4) 様式の記入上の注意

ア 参加申込書（様式1）

提出者の住所、会社名、代表者の氏名、担当者の部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載する。

イ 企業状況表（様式2）

- ・商業・法人登記簿謄本に基づいて記載すること。
- ・必要事項を記入し、該当する部分に○をつけること。
- ・事業内容を補足する資料があれば、別途添付してもよい。

ウ 業務実績書（様式3）

- ・本業務と同種の業務の実績を記入すること。
- ・業務実績が5件を超える場合には、完了日が新しい順に5件記入すること。
- ・記入した業務に関する概要等について必要があれば添付してもよい。

エ 業務実施体制調書（様式4）

- ・業務実施体制調書には、本業務を担当する者全員を記入すること。
- ・担当する者の実務経験年数の欄には、同種の業務に携わった経験年数を記入すること。
- ・担当する者の手持ち業務の欄には、本業務の参加申込書提出日現在の手

持ちの業務をすべて記入すること。

- ・記入欄が不足する場合には、欄を追加して記入すること。

オ 資格要件に係る申立書（様式5）

記載のある要件を全て満たすことを確認し、住所、会社名、代表者名を記入すること。

ケ プrezentation出席者報告書（様式6）

カ 企画提案書（任意様式）

以下の項目について、わかりやすく簡潔に記入すること。この際、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記入してはならない。

- ・業務の方針及び実施フロー

本業務の方針及び業務の流れ、実施時期等を簡潔にまとめること。なお、枚数に制限はない。

- ・業務内容の提案

本業務の実施及び提案内容を簡潔にまとめること。なお、実施内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的であること。なお、枚数に制限はない。

ク 價格見積書（任意様式）

- ・税抜きで作成すること。

- ・可能な限り業務項目別に示すこと。

(5) その他の留意事項

- ・指定した業務内容以上の提案が盛り込まれている場合には、そのアピールポイントがわかるように記入すること。
- ・書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- ・提出された書類は、返却しない。
- ・企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

10 企画提案に関する審査

(1) 候補者選定委員会による選定の設置

適正な審査を実施するに当たっては、候補者選定委員会において企画提案書

提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) プrezentation審査

ア プrezentationは、令和8年（2026年）3月10（火）に実施するものとし、つくば市役所会議室での実施を予定している。集合時間、実施時間等の詳細は別途通知する。

イ 出席者は、3名以内とし、本業務の担当者1名は、必ず出席すること。

ウ オンラインでのプレゼンテーション出席は認めるが、1名は必ず現地にて参加し、オンライン参加するために必要な環境は必ず出席者側で用意すること。

エ 実施時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内を予定している。

オ プrezentationは、企画提案書を用いて行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

カ プrezentationは非公開とする。

(3) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点
業務提案内容 (配点30点)	1 業務方針、手順の妥当性、的確性等 2 業務内容の的確性、実現性、有効性等
課題解決力 (配点30点)	1 特性と課題の的確性等 2 重点項目の的確性、有効性等
業務実施体制 (配点20点)	1 経営状況 2 管理責任者の経験及び業務能力、実績、技術者数等 3 業務内容からみた取組体制
プレゼンテーション (配点10点)	1 取組意欲 2 質問等に対する応答
価格 (配点10点)	1 業務内容に対する費用の的確性

(4) 審査結果による候補者の選定

審査及び評価に基づき順位を決定し、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」第14条第4項に基づき候補者を選

定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、審査を受けた者全てに対して、令和8年（2026年）3月13日（金）までにプロポーザル審査結果通知書による通知を予定している。この場合において、候補者として選定されなかった参加者に対してはその理由を付して通知するものとする。

なお、候補者として選定されなかった参加者は、その理由を求めることができる。説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）とし「16 問合せ先」メールアドレスまでメールによって行うものとする。

(6) 審査結果の公表

審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

11 失格

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合
- (4) 契約締結の時までの間に、つくば市入札参加指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当した場合

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、受託者の選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例に基づき、当該提出書類を公開することがある。

13 契約方法

選定された第1順位の者とつくば市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により業務委託に係る契約を締結する。なお、第1順位の者とつくば市との協議が整わない場合、又は第1順位の者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として第2順位の者と協議を行う。また、受託の辞退等によりつくば市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

14 その他実施上の留意事項

- (1) 提案事業者が1者のみの場合においても、審査を実施するものとする。ただし、その提案内容が審査基準の6割以上の評価点を受けなかった者は、契約の相手方としない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 選定された企画提案書の内容については、業務委託仕様書に適切に反映するものとする。
- (4) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を令和8年(2026年)3月6日（金）16時30分までにつくば市産業振興課に持参、郵送又はメールにて提出すること。
- (5) 提出書類は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）の規定による請求に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

15 日程

実施内容	実施期日
公募開始	令和8年（2026年）1月27日（火）
参加申込書に関する質疑受付	令和8年（2026年）1月27日（火）から1月29日（木）16時30分まで
参加申込書に関する質疑に対する回答	令和8年（2026年）1月30日（金）まで
参加申込書受付締切	令和8年（2026年）2月5日（木）16時30分
参加資格確認結果通知	令和8年（2026年）2月9日（月）まで
企画提案書に関する質疑受付	令和8年（2026年）2月10日（火）から2月13日（金）16時30分まで
企画提案書に関する質疑に対する回答	令和8年（2026年）2月20日（金）まで
企画提案書の提出締切	令和8年（2026年）3月2日（月）16時30分まで
選定委員会の開催	令和8年（2026年）3月10日（火）（予定）
審査結果通知	令和8年（2026年）3月13日（金）まで（予定）
契約締結日	令和8年（2026年）3月31日（火）（予定） (契約開始日：令和8年（2026年）4月1日（水）)

16 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市経済部産業振興課

電話：029-883-1111（内線6385）

FAX：029-868-7616

E-mail：eco052@city.tsukuba.lg.jp